

2018年5月25日

「傘」のお忘れ物の保管期間を2週間に変更します

近鉄では、当社線における「傘」のお忘れ物について、本年6月1日（金）のお預かり分から、保管期間を3カ月から2週間に変更します。

当社線における昨年度のお忘れ物の取扱件数は38万件以上に上ります。そのうち「傘」のお忘れ物は8万件以上に上るも、返却率は20%程度となっています。

お忘れ物の移管先である警察署の保管スペースが逼迫している状況にあり、関係警察本部から「特例施設占有者制度」(*)を積極的に活用するようにとの要請を受けたため、大きな保管スペースが必要となる「傘」について、駅での保管期間を見直しました。

概要は以下のとおりです。

1. 実施時期

2018年6月1日（金）のお預かり分から

2. 保管場所

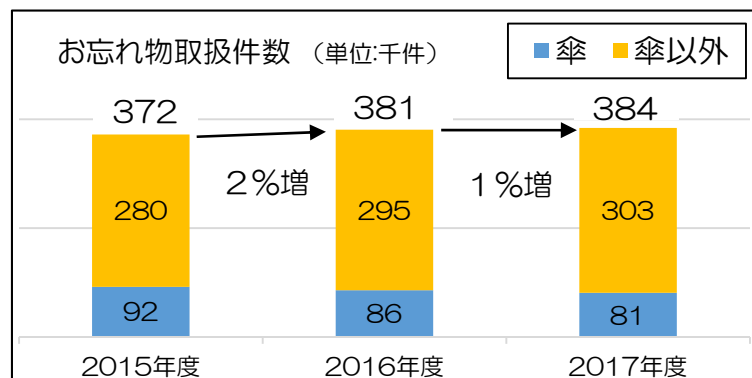
お忘れ物保管駅（各駅長所在駅）

3. 対象

持ち主が特定できない「傘」のお忘れ物

4. 内容

「傘」のお忘れ物について、これまで所轄の警察署で3カ月間保管した後処分していましたが、6月1日以降は各駅長所在駅で2週間保管し、持ち主を特定できないものについては処分いたします。なお、記名等により持ち主が特定できる「傘」および「傘」以外のお忘れ物の取り扱いについては変更ありません。



※特例施設占有者制度

不特定かつ多数の者が利用する公共交通機関や大型店舗などのうち、取り扱うお忘れ物が多数に上り、かつ適切に保管できる事業者等を指し、当社もこれに該当します(遺失物法第17条より)。一定の要件のもと「傘」などの物品は、警察の公告開始から2週間以内に落とし主が見つからない場合は、処分ができると規定されています。(遺失物法第20条2項、第21条より)

(以上)